

新火葬場建設事業の検証状況について

1. 主な経緯

- | | | |
|---------|-----|--|
| 平成 28 年 | 8 月 | 新火葬場建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）が新火葬場建設基本構想（以下「基本構想」という。）及び候補地の選考に関する検討を開始 |
| 平成 29 年 | 3 月 | 検討委員会が基本構想（基本コンセプト等）を答申 |
| 平成 29 年 | 7 月 | 市が基本構想を策定 |
| 令和 元年 | 6 月 | 検討委員会が候補地 3 件（丹生川町大萱、清見町牧ヶ洞、新宮町）を答申 |
| 令和 2 年 | 8 月 | 市が候補地 3 件を決定 |
| 令和 3 年 | 1 月 | 市が丹生川町大萱の候補地を建設地(案)として決定 |
| 令和 3 年 | 2 月 | 市が建設地(案)周辺の地域住民との対話を開始 |
| 令和 4 年 | 9 月 | 市長がこれまでの経緯等の検証や課題を整理する方針を表明 |

2. 経緯等の検証状況

(1) 検討委員会の取り組みについて

- ・議会協議等を経て決定した事業の推進手順、基本構想（基本方針）、候補地の選考方法に沿い、検討委員会が果たすべき役割を踏まえるなかで公平性及び透明性を重視しながら丁寧な検討が行われてきた。

(2) 市の取り組みについて

- ・推進手順に定めた段階ごとに、検討委員会による検討内容の精査、議会協議及び市民意見聴取等の手順を積み重ね意思決定が行われてきた。
- ・3 件の候補地の中から丹生川町大萱の候補地を建設地(案)に選定した際の検討プロセスは論理的であった。
- ・建設地(案)は市街地からの距離が遠く不便であるという市民意見が少なからずある。このため、建設地(案)選定時の「移動距離・時間」に関する評価が適切であったかどうか、更なる検証が必要である。

(3) 宗教法人が所有する建設地(案)の土地について

- ・市が宗教法人に土地を無償で提供して頂くよう依頼又は促した事実は確認できなかった。
- ・宗教法人が所有する土地に火葬場を建設することに抵抗感があるという市民意見が少なからずある。検討委員会による候補地の選考は、公平性を図る観点から、土地所有者の情報が非公開で行われたため、宗教法人が所有する土

地を候補地とすることについての議論は行われなかった。このため、市が建設地(案)を選定した際に、この市民意見に十分配慮したかどうか、更なる検証が必要である。

(4) 火葬場を取り巻く状況の変化について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による行動変容等により、葬儀の小規模化や簡素化が進んでいることもあり、火葬に立ち会う人数（火葬場来場者数）が減少している。このため、利用状況に即した施設面積を再度試算する必要がある。

3. 今後の予定

- ・市民意見に関する検証や施設面積の再試算を進め、令和5年度のできるだけ早期に検証結果を整理する。
- ・検証結果を踏まえ、現行計画どおりに事業を進めるか、あるいは改めて建設地(案)を選定するかを判断する。